

令和5年11月定例会

教育産業委員会資料

(観光文化スポーツ部)



秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
第1条～第4条（略） （供給料金） 第5条 供給料金は、1口につき <u>33円</u> とする。 以下（略）	第1条～第4条（略） （供給料金） 第5条 供給料金は、1口につき <u>22円</u> とする。 以下（略）

秋田港振興センター条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行																																																														
第1条～第16条（略） 別表（第4条関係）	第1条～第16条（略） 別表（第4条関係）																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="3">区分</th> <th>利用料金の限度額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">多目的ホール</td> <td rowspan="4">営利を目的としな い場合</td> <td rowspan="2">入場料を 徴収しな いとき</td> <td>市民</td> <td><u>628円</u></td> </tr> <tr> <td>市民以 外の者</td> <td><u>1,256円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を 徴収する とき</td> <td>市民</td> <td><u>1,256円</u></td> </tr> <tr> <td>市民以 外の者</td> <td><u>2,512円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">営利を目的とする場合</td> <td><u>5,024円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">                     多目的ホール以外の施設の1時間当たりの利用料金の限度額は、専用して利用しようとする面積に1平方メートル当たり<u>7円</u>を乗じて得た額（利用料金の限度額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考（略）</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分			利用料金の限度額（1時間につき）	多目的ホール	営利を目的としな い場合	入場料を 徴収しな いとき	市民	<u>628円</u>	市民以 外の者	<u>1,256円</u>	入場料を 徴収する とき	市民	<u>1,256円</u>	市民以 外の者	<u>2,512円</u>	営利を目的とする場合			<u>5,024円</u>	多目的ホール以外の施設の1時間当たりの利用料金の限度額は、専用して利用しようとする面積に1平方メートル当たり <u>7円</u> を乗じて得た額（利用料金の限度額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。					備考（略）					<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="3">区分</th> <th>利用料金の限度額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">多目的ホール</td> <td rowspan="4">営利を目的としな い場合</td> <td rowspan="2">入場料を 徴収しな いとき</td> <td>市民</td> <td><u>419円</u></td> </tr> <tr> <td>市民以 外の者</td> <td><u>838円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を 徴収する とき</td> <td>市民</td> <td><u>838円</u></td> </tr> <tr> <td>市民以 外の者</td> <td><u>1,676円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">営利を目的とする場合</td> <td><u>3,352円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">                     多目的ホール以外の施設の1時間当たりの利用料金の限度額は、専用して利用しようとする面積に1平方メートル当たり<u>5円</u>を乗じて得た額（利用料金の限度額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考（略）</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分			利用料金の限度額（1時間につき）	多目的ホール	営利を目的としな い場合	入場料を 徴収しな いとき	市民	<u>419円</u>	市民以 外の者	<u>838円</u>	入場料を 徴収する とき	市民	<u>838円</u>	市民以 外の者	<u>1,676円</u>	営利を目的とする場合			<u>3,352円</u>	多目的ホール以外の施設の1時間当たりの利用料金の限度額は、専用して利用しようとする面積に1平方メートル当たり <u>5円</u> を乗じて得た額（利用料金の限度額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。					備考（略）				
施設名	区分			利用料金の限度額（1時間につき）																																																											
多目的ホール	営利を目的としな い場合	入場料を 徴収しな いとき	市民	<u>628円</u>																																																											
			市民以 外の者	<u>1,256円</u>																																																											
		入場料を 徴収する とき	市民	<u>1,256円</u>																																																											
			市民以 外の者	<u>2,512円</u>																																																											
	営利を目的とする場合			<u>5,024円</u>																																																											
多目的ホール以外の施設の1時間当たりの利用料金の限度額は、専用して利用しようとする面積に1平方メートル当たり <u>7円</u> を乗じて得た額（利用料金の限度額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。																																																															
備考（略）																																																															
施設名	区分			利用料金の限度額（1時間につき）																																																											
多目的ホール	営利を目的としな い場合	入場料を 徴収しな いとき	市民	<u>419円</u>																																																											
			市民以 外の者	<u>838円</u>																																																											
		入場料を 徴収する とき	市民	<u>838円</u>																																																											
			市民以 外の者	<u>1,676円</u>																																																											
	営利を目的とする場合			<u>3,352円</u>																																																											
多目的ホール以外の施設の1時間当たりの利用料金の限度額は、専用して利用しようとする面積に1平方メートル当たり <u>5円</u> を乗じて得た額（利用料金の限度額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。																																																															
備考（略）																																																															

秋田市雄和観光交流館条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行								
第1条～第16条（略） 別表（第3条、第4条関係）	第1条～第16条（略） 別表（第3条、第4条関係）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等の名称</th> <th>利用料金（限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	施設等の名称	利用料金（限度額）			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等の名称</th> <th>利用料金（限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	施設等の名称	利用料金（限度額）		
施設等の名称	利用料金（限度額）								
施設等の名称	利用料金（限度額）								

		区分	単位	金額			区分	単位	金額
イベントホール	入場料を徴収しない場合		1時間につき	471円	イベントホール	入場料を徴収しない場合		1時間につき	314円
				786円					524円
	(略)	(略)	(略)						
(略)				(略)					
備考 (略)				備考 (略)					

秋田市雄和観光花き栽培園条例新旧対照表（第4条関係）

改正案				現行			
第1条～第12条 (略) 別表（第2条関係）				第1条～第12条 (略) 別表（第2条関係）			
区分	単位	利用料金の限度額		区分	単位	利用料金の限度額	
個人	1人につき	628円		個人	1人につき	419円	
団体（20人以上）	1人につき	471円		団体（20人以上）	1人につき	314円	
備考 (略)				備考 (略)			

秋田市雄和観光農産物加工所条例新旧対照表（第5条関係）

改正案				現行			
第1条～第16条 (略) 別表（第3条関係）				第1条～第16条 (略) 別表（第3条関係）			
施設の名称	利用料金（限度額）			施設の名称	利用料金（限度額）		
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
特産加工棟	大加工室	1月につき	33,000円	特産加工棟	大加工室	1月につき	22,000円
	加工室1	1月につき	3,300円		加工室1	1月につき	2,200円
	加工室2	1月につき	3,300円		加工室2	1月につき	2,200円
	加工室3	1月につき	3,300円		加工室3	1月につき	2,200円
備考 (略)				備考 (略)			

秋田市雄和ふるさと温泉条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 案				現 行					
第1条～第15条（略） 別表（第3条関係）				第1条～第15条（略） 別表（第3条関係）					
施設の名称	利用料金（限度額）			施設の名称	利用料金（限度額）				
	区分	単位	金額		区分	単位	金額		
個室	宿泊利用	一般	1人1泊	<u>5,452円</u>	個室	宿泊利用	一般	1人1泊	<u>3,635円</u>
		小学生以下	につき	<u>3,685円</u>			小学生以下	につき	<u>2,457円</u>
	休憩利用		1室につき	<u>4,809円</u>	休憩利用		1室につき	<u>3,206円</u>	
大広間	休憩利用	一般	1人につき	<u>400円</u>	大広間	休憩利用	一般	1人につき	<u>267円</u>
		小学生以下	き	<u>243円</u>			小学生以下	き	<u>162円</u>
浴室	一般		1人1回	<u>500円</u>	浴室	一般		1人1回	<u>367円</u>
	小学生以下		につき	<u>250円</u>		小学生以下		につき	<u>183円</u>
家族風呂			1回につき	<u>801円</u>	家族風呂			1回につき	<u>534円</u>
備考				備考					
1 浴室の利用に係る回数券は、11回利用券にあつては一般 <u>5,000円</u> 、小学生以下 <u>2,500円</u> とし、23回利用券にあつては一般 <u>10,000円</u> 、小学生以下 <u>5,000円</u> とし、35回利用券にあつては一般 <u>15,000円</u> 、小学生以下 <u>7,500円</u> とする。				1 浴室の利用に係る回数券は、11回利用券にあつては一般 <u>3,670円</u> 、小学生以下 <u>1,830円</u> とし、23回利用券にあつては一般 <u>7,340円</u> 、小学生以下 <u>3,660円</u> とし、35回利用券にあつては一般 <u>11,010円</u> 、小学生以下 <u>5,490円</u> とする。					
2～5（略）				2～5（略）					
6 個室の休憩利用の利用時間は、管理上支障がない場合に限り、延長することができる。この場合の延長時間に係る利用料金の限度額は、1時間につき <u>801円</u> とする。				6 個室の休憩利用の利用時間は、管理上支障がない場合に限り、延長することができる。この場合の延長時間に係る利用料金の限度額は、1時間につき <u>534円</u> とする。					
7～9（略）				7～9（略）					

秋田市ポートタワー条例新旧対照表（第7条関係）

改 正 案			現 行		
第1条～第20条（略） 別表第1 イベントホール等の利用料金（第4条関係）			第1条～第20条（略） 別表第1 イベントホール等の利用料金（第4条関係）		
施設	利用料金（限度額）		施設	利用料金（限度額）	
	区分	金額		区分	金額
イベントホール	午前利用	<u>6,600円</u>	イベントホール	午前利用	<u>4,400円</u>
	午後利用			午後利用	

	夜間利用	
ポートシアター	午前利用	5,940円
	午後利用	
	夜間利用	
3階展望室	午前利用	6,394円
	午後利用	
	夜間利用	

備考 (略)

別表第2 店舗の利用料金(第4条関係)

施設	利用料金(限度額)		
	区分	単位	金額
物販店舗	基本料金	店舗面積1平方メートル1月につき	4,462円
		(略)	
飲食店舗	基本料金	特定店舗面積1平方メートル1月につき	3,142円
		(略)	

備考 (略)

別表第3 回廊スペースの利用料金(第4条関係)

施設	利用料金(限度額)	
	単位	金額
回廊スペース	1平方メートル1日につき	109円

備考 (略)

別表第4 (略)

	夜間利用	
ポートシアター	午前利用	3,960円
	午後利用	
	夜間利用	
3階展望室	午前利用	4,263円
	午後利用	
	夜間利用	

備考 (略)

別表第2 店舗の利用料金(第4条関係)

施設	利用料金(限度額)		
	区分	単位	金額
物販店舗	基本料金	店舗面積1平方メートル1月につき	2,975円
		(略)	
飲食店舗	基本料金	特定店舗面積1平方メートル1月につき	2,095円
		(略)	

備考 (略)

別表第3 回廊スペースの利用料金(第4条関係)

施設	利用料金(限度額)	
	単位	金額
回廊スペース	1平方メートル1日につき	73円

備考 (略)

別表第4 (略)

秋田市にぎわい交流館条例新旧対照表(第8条関係)

改正案					現行				
第1条~第17条 (略)					第1条~第17条 (略)				
別表第1 にぎわい広場の利用料金(第2条、第4条関係)					別表第1 にぎわい広場の利用料金(第2条、第4条関係)				
施設	利用料金(限度額)				施設	利用料金(限度額)			
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時30分から午後12時まで		午前9時から午後零時30分まで	午後1時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時30分から午後12時まで

にぎわい広場	5,185円	5,185円	4,399円	3,615円
--------	--------	--------	--------	--------

備考 (略)

別表第2 展示ホール等の利用料金 (第2条、第4条関係)

施設	利用料金 (限度額)			
	午前9時から午後 零時30分 まで	午後1時 30分から 午後5時 まで	午後6時 から午後 9時まで	午後9時 30分から 午後12時 まで
展示ホール	19,058円	19,058円	16,335円	13,612円
アート工房1	3,264円	3,264円	2,888円	2,385円
アート工房2	2,934円	2,934円	2,568円	2,080円
(略)				
多目的室1	1時間につき994円			
(略)				
多目的室4	1時間につき713円			
多目的室5	1時間につき719円			
ピアノ練習室	1時間につき330円			
研修室1	4,561円	4,561円	3,960円	3,240円
研修室2	2,826円	2,826円	2,313円	1,926円
研修室3	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円
研修室4	1,766円	1,766円	1,473円	1,325円
研修室5	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円
研修室6	1,961円	1,961円	1,681円	1,401円
和室1	613円	613円	533円	436円
和室2	613円	613円	533円	436円
和室3	328円	328円	288円	233円

備考 (略)

別表第3 飲食店舗の利用料金 (第2条—第4条関係)

施設	利用料金 (限度額)		
	区分	単位	金額
飲食店 舗	基本料金	特定店舗面積1平 方メートル1月に つき	3,771円
(略)			

備考 (略)

別表第4 (略)

にぎわい広場	3,457円	3,457円	2,933円	2,410円
--------	--------	--------	--------	--------

備考 (略)

別表第2 展示ホール等の利用料金 (第2条、第4条関係)

施設	利用料金 (限度額)			
	午前9時から午後 零時30分 まで	午後1時 30分から 午後5時 まで	午後6時 から午後 9時まで	午後9時 30分から 午後12時 まで
展示ホール	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円
アート工房1	2,724円	2,724円	2,410円	1,991円
アート工房2	2,514円	2,514円	2,200円	1,782円
(略)				
多目的室1	1時間につき849円			
(略)				
多目的室4	1時間につき482円			
多目的室5	1時間につき492円			
ピアノ練習室	1時間につき220円			
研修室1	3,982円	3,982円	3,457円	2,829円
研修室2	2,305円	2,305円	1,886円	1,571円
研修室3	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
研修室4	1,257円	1,257円	1,048円	943円
研修室5	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
研修室6	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
和室1	471円	471円	409円	335円
和室2	471円	471円	409円	335円
和室3	251円	251円	220円	178円

備考 (略)

別表第3 飲食店舗の利用料金 (第2条—第4条関係)

施設	利用料金 (限度額)		
	区分	単位	金額
飲食店 舗	基本料金	特定店舗面積1平 方メートル1月に つき	2,514円
(略)			

備考 (略)

別表第4 (略)

# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 001-1)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設
- 2 所在地 秋田市雄和神ヶ村字舟卸145番地2
- 3 規模等
  - (1) 構造等 木造平屋建て
  - (2) 面積 4.97㎡
  - (3) 開設年月 平成8年9月
  - (4) 料金改定年月日 平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 40人
  - (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等	温泉供給料金		
	単位	改定前料金	改定後料金
温泉供給施設 (4.97㎡)	1口 (20リットル) につき	22円	33円

## 4 施設写真

外 観



内 観





## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 002)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田港振興センター
- 2 所在地 秋田市土崎港西一丁目8番24号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建て
  - (2) 面積 1,482.15㎡
  - (3) 開設年月 平成8年8月
  - (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 56,557人
  - (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等	利用区分			利用料金の限度額 (1時間につき)	
				改定前料金	改定後料金
多目的ホール (696㎡)	営利を目的としない場合	入場料を徴収しないとき	市民	419円	628円
			市民以外の者	838円	1,256円
		入場料を徴収するとき	市民	838円	1,256円
			市民以外の者	1,676円	2,512円
	営利を目的とする場合			3,352円	5,024円
多目的ホール以外の施設	専用して利用する面積1㎡当たり			5円	7円

### 4 施設写真

多目的ホール



大広間1



使用料等改定対象施設概要書 (No. 003)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和観光交流館
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て
- (2) 面積 1,395㎡
- (3) 開設年月 平成8年9月
- (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 21,226人
- (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等	利用区分	利用料金の限度額		
		単位	改定前料金	改定後料金
イベントホール (237㎡)	入場料を徴収 しない場合	1時間につき	314円	471円
	入場料を徴収 する場合		524円	786円

4 施設写真



イベントホール



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 004)

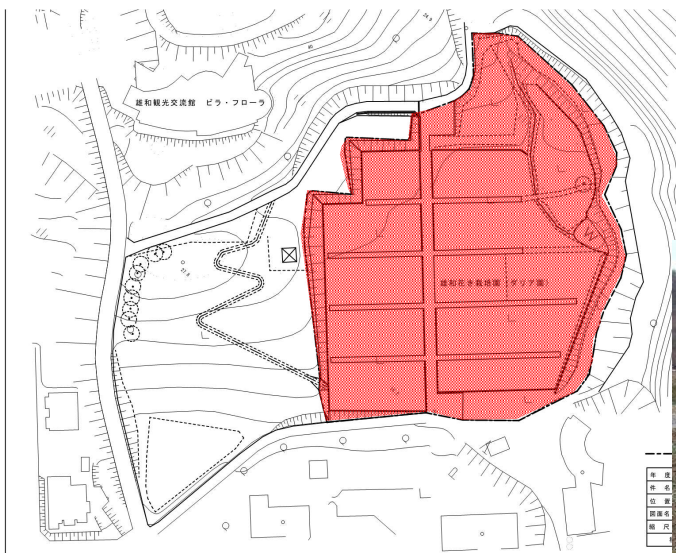
所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和観光花き栽培園
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- 3 規模等
  - (1) 面積 5,382㎡
  - (2) 開設年月 昭和60年6月
  - (3) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (4) 施設の利用人数 令和4年度 22,059人
  - (5) 貸出区分・料金体系

区分	利用料金の限度額		
	単位	改定前料金	改定後料金
個人	1人につき	419円	628円
団体 (20人以上)	1人につき	314円	471円

## 4 施設写真等

配置図



全景



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 005)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和観光農産物加工所
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- 3 規模等
  - (1) 構造等 木造平屋建て
  - (2) 面積 499m<sup>2</sup>
  - (3) 開設年月 平成6年3月
  - (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 124人
  - (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等		利用料金の限度額		
		単位	改定前料金	改定後料金
特産加工棟	大加工室 (74m <sup>2</sup> )	1月につき	22,000円	33,000円
	加工室1 (20m <sup>2</sup> )	1月につき	2,200円	3,300円
	加工室2 (27m <sup>2</sup> )	1月につき	2,200円	3,300円
	加工室3 (40m <sup>2</sup> )	1月につき	2,200円	3,300円

## 4 施設写真



大加工室



使用料等改定対象施設概要書 (No. 001-2)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和ふるさと温泉  
 2 所在地 秋田市雄和神ヶ村字舟卸145番地2  
 3 規模等  
 (1) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建て  
 (2) 面積 1,720.13㎡  
 (3) 開設年月 平成7年12月  
 (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
 平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 93,825人  
 (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等	利用区分		利用料金 (限度額)		
			単位	改定前料金	改定後料金
個室 (22.68㎡)	宿泊利用	一般	1人1泊につき	3,635円	5,452円
		小学生以下		2,457円	3,685円
	休憩利用		1室につき	3,206円	4,809円
大広間 (99.9㎡)	休憩利用	一般	1人につき	267円	400円
		小学生以下		162円	243円
浴室 (242.2㎡)	一般		1人1回につき	367円	500円
	小学生以下			183円	250円
家族風呂 (47㎡)			1回につき	534円	801円

浴室の利用に係る回数券については次表による。

回数券の名称等	利用区分	利用料金 (限度額)	
		改定前料金	改定後料金
11回利用券	一般	3,670円	5,000円
	小学生以下	1,830円	2,500円
23回利用券	一般	7,340円	10,000円
	小学生以下	3,660円	5,000円
35回利用券	一般	11,010円	15,000円
	小学生以下	5,490円	7,500円



4 施設写真



大広間

個室



浴室

浴室 (サウナ室)



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 006)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市ポートタワー
- 2 所在地 秋田市土崎港西一丁目9番1号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造7階建て
  - (2) 面積 4,594.11㎡
  - (3) 開設年月 平成6年4月
  - (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 388,546人
  - (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等	利用料金の限度額		
	利用区分等	改定前料金	改定後料金
イベントホール (186㎡)	午前利用、午後利用、夜間利用	4,400円	6,600円
ポートシアター (172㎡)	午前利用、午後利用、夜間利用	3,960円	5,940円
3階展望室 (197.4㎡)	午前利用、午後利用、夜間利用	4,263円	6,394円
物販店舗 (463㎡)	店舗面積1㎡当たり、1月につき	2,975円	4,462円
飲食店舗 (288㎡)	特定店舗面積1㎡当たり、1月につき	2,095円	3,142円
回廊スペース (14㎡)	1㎡当たり、1日につき	73円	109円

※特定店舗面積：厨房面積に100分の250を乗じて得た面積

### 4 施設写真

イベントホール



ポートシアター



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 007)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市にぎわい交流館
- 2 所在地 秋田市中通一丁目4番1号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄骨造 地下1階、地上4階
  - (2) 面積 5,130.01㎡
  - (3) 開設年月 平成24年6月
  - (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 212,835人 (にぎわい交流館)  
327,427人 (にぎわい広場)
  - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

## 4 施設写真





【別紙】貸出区分・料金体系

施設の名称等	利用区分	利用料金の限度額	
		改定前料金	改定後料金
にぎわい広場 (1,654㎡)	午前9時から午後零時30分まで	3,457円	5,185円
	午後1時30分から午後5時まで	3,457円	5,185円
	午後6時から午後9時まで	2,933円	4,399円
	午後9時30分から午後12時まで	2,410円	3,615円
展示ホール (354.2㎡)	午前9時から午後零時30分まで	14,667円	19,058円
	午後1時30分から午後5時まで	14,667円	19,058円
	午後6時から午後9時まで	12,571円	16,335円
	午後9時30分から午後12時まで	10,476円	13,612円
アート工房1 (62.6㎡)	午前9時から午後零時30分まで	2,724円	3,264円
	午後1時30分から午後5時まで	2,724円	3,264円
	午後6時から午後9時まで	2,410円	2,888円
	午後9時30分から午後12時まで	1,991円	2,385円
アート工房2 (55.7㎡)	午前9時から午後零時30分まで	2,514円	2,934円
	午後1時30分から午後5時まで	2,514円	2,934円
	午後6時から午後9時まで	2,200円	2,568円
	午後9時30分から午後12時まで	1,782円	2,080円
多目的ホール (299.6㎡)	午前9時から午後零時30分まで	14,667円	据え置き
	午後1時30分から午後5時まで	14,667円	据え置き
	午後6時から午後9時まで	12,571円	据え置き
	午後9時30分から午後12時まで	10,476円	据え置き
多目的室1 (64.7㎡)	1時間につき	849円	994円
多目的室2 (14.0㎡)	1時間につき	220円	据え置き
多目的室3 (14.0㎡)	1時間につき	231円	据え置き
多目的室4 (46.4㎡)	1時間につき	482円	713円
多目的室5 (46.8㎡)	1時間につき	492円	719円
ピアノ練習室 (21.5㎡)	1時間につき	220円	330円
研修室1 (85.9㎡)	午前9時から午後零時30分まで	3,982円	4,561円
	午後1時30分から午後5時まで	3,982円	4,561円
	午後6時から午後9時まで	3,457円	3,960円
	午後9時30分から午後12時まで	2,829円	3,240円
研修室2 (50.2㎡)	午前9時から午後零時30分まで	2,305円	2,826円
	午後1時30分から午後5時まで	2,305円	2,826円
	午後6時から午後9時まで	1,886円	2,313円
	午後9時30分から午後12時まで	1,571円	1,926円
研修室3 (35.6㎡)	午前9時から午後零時30分まで	1,467円	1,912円
	午後1時30分から午後5時まで	1,467円	1,912円
	午後6時から午後9時まで	1,257円	1,639円
	午後9時30分から午後12時まで	1,048円	1,366円
研修室4 (32.0㎡)	午前9時から午後零時30分まで	1,257円	1,766円
	午後1時30分から午後5時まで	1,257円	1,766円
	午後6時から午後9時まで	1,048円	1,473円
	午後9時30分から午後12時まで	943円	1,325円
研修室5 (35.6㎡)	午前9時から午後零時30分まで	1,467円	1,912円
	午後1時30分から午後5時まで	1,467円	1,912円
	午後6時から午後9時まで	1,257円	1,639円
	午後9時30分から午後12時まで	1,048円	1,366円
研修室6 (36.5㎡)	午前9時から午後零時30分まで	1,467円	1,961円
	午後1時30分から午後5時まで	1,467円	1,961円
	午後6時から午後9時まで	1,257円	1,681円
	午後9時30分から午後12時まで	1,048円	1,401円
和室1 (11.6㎡)	午前9時から午後零時30分まで	471円	613円
	午後1時30分から午後5時まで	471円	613円
	午後6時から午後9時まで	409円	533円
	午後9時30分から午後12時まで	335円	436円
和室2 (11.6㎡)	午前9時から午後零時30分まで	471円	613円
	午後1時30分から午後5時まで	471円	613円
	午後6時から午後9時まで	409円	533円
	午後9時30分から午後12時まで	335円	436円
和室3 (6.3㎡)	午前9時から午後零時30分まで	251円	328円
	午後1時30分から午後5時まで	251円	328円
	午後6時から午後9時まで	220円	288円
	午後9時30分から午後12時まで	178円	233円
飲食店舗	特定店舗面積1㎡1月につき	2,514円	3,771円

※特定店舗面積：厨房面積に100分の250を乗じて得た面積

秋田市スポーツ施設条例新旧対照表

改正案						現行								
第1条～第12条 (略)						第1条～第12条 (略)								
別表第1 (略)						別表第1 (略)								
別表第2 秋田市立体育館使用料 (第4条関係)						別表第2 秋田市立体育館使用料 (第4条関係)								
区 分				単 位	金 額		区 分				単 位	金 額		
貸切使用	メイ ン ア ー ナ	入場料 を徴収 しない 場合	市民が体育 に使用する とき。		一 般	高校生以下	貸切使用	メイ ン ア ー ナ	入場料 を徴収 しない 場合	市民が体育 に使用する とき。		一 般	高校生以下	
			全面	1時間につき	2,350円	無料 (大会、講習会等を使用するときは、 <u>1,170円</u> )				全面	1時間につき	1,570円	無料 (大会、講習会等を使用するときは、 <u>780円</u> )	
			全面の3分の2		1,570円	無料 (大会、講習会等を使用するときは、 <u>780円</u> )				全面の3分の2		1,040円	無料 (大会、講習会等を使用するときは、 <u>520円</u> )	
			全面の3分の1		780円	無料 (大会、講習会等を使用するときは、 <u>390円</u> )				全面の3分の1		520円	無料 (大会、講習会等を使用するときは、 <u>260円</u> )	
	市民以外の 者も参加する 体育に関する 大会、講習会等 に使用するとき。			全面		3,300円		市民以外の 者も参加する 体育に関する 大会、講習会等 に使用するとき。			全面		2,200円	
				全面の3分の2		2,200円					全面の3分の2		1,460円	
				全面の3分の1		1,100円					全面の3分の1		730円	
				全面		7,060円					全面		4,710円	
				全面の3分の2		4,710円					全面の3分の2		3,140円	
				全面の3分の1		2,350円					全面の3分の1		1,570円	
	入場料を徴収 する場合			全面		6,120円		入場料を徴収 する場合			全面		4,080円	
				全面の3分の2		4,080円					全面の3分の2		2,720円	
				全面の3分の1		2,040円					全面の3分の1		1,360円	
				全面		21,210円					全面		14,140円	
				全面の3分の2		14,140円					全面の3分の2		9,420円	
				全面の3分の1		7,070円					全面の3分の1		4,710円	
営利を目的とする 場合			全面		76,360円		営利を目的とする 場合			全面		50,910円		
			全面の3分の2		50,910円					全面の3分の2		33,940円		
			全面の3分の1		25,450円					全面の3分の1		16,970円		

サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用する時		780円	無料（大会、講習会等を使用するときは、390円）
		市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等を使用する時		1,090円	
		その他の催しに使用する時		2,350円	
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき		2,040円	
		その他の催しに使用する時		7,060円	
営利を目的とする場合				25,450円	
多目的ホール	市民が体育に使用する場合		1室1時間につき	610円	無料（大会、講習会等を使用するときは、300円）
	その他の場合				930円
卓球室	市民が体育に使用する場合			610円	無料（大会、講習会等を使用するときは、300円）
	その他の場合				930円
					(略)
個人使用	ジョギングコース		1回につき	150円	無料（市民以外の者が使用するときは、7.0円）
					(略)

備考 (略)

別表第3 秋田市立茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料（第4条関係）

区分	単位	金額			
		一般	高校生以下		
貸切使用	1時間につき	市民が体育に使用する時	全面	780円	無料（大会、講習会等を使用するときは、390円）
			片面（茨島体育館）	390円	無料（大会、講習会等を使用するときは、190円）
		市民以外の者も参加			1,090円

サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用する時		520円	無料（大会、講習会等を使用するときは、260円）
		市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等を使用する時		730円	
		その他の催しに使用する時		1,570円	
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき		1,360円	
		その他の催しに使用する時		4,710円	
営利を目的とする場合				16,970円	
多目的ホール	市民が体育に使用する場合		1室1時間につき	410円	無料（大会、講習会等を使用するときは、210円）
	その他の場合				620円
卓球室	市民が体育に使用する場合			410円	無料（大会、講習会等を使用するときは、210円）
	その他の場合				620円
					(略)
個人使用	ジョギングコース		1回につき	100円	無料（市民以外の者が使用するときは、5.0円）
					(略)

備考 (略)

別表第3 秋田市立茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料（第4条関係）

区分	単位	金額			
		一般	高校生以下		
貸切使用	1時間につき	市民が体育に使用する時	全面	520円	無料（大会、講習会等を使用するときは、260円）
			片面（茨島体育館）	260円	無料（大会、講習会等を使用するときは、120円）
		市民以外の者も参加			730円



		は、 <u>230円</u> )
(略)		(略)

備考 (略)

別表第5 秋田市勝平市民グラウンド使用料 (第4条関係)

区 分		単 位	金 額	
			一 般	高校生以下
貸切使 用	グラウンド	1時間につき	<u>610円</u>	無 料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、 <u>300円</u> )
	(略)		(略)	(略)

備考 (略)

別表第6 秋田市河辺岩見三内・河辺和田・河辺戸島・雄和新波野球場使用料 (第4条関係)

区 分		単 位	金 額
貸切使 用	一般	1時間につき	<u>610円</u>
	高校生以下		無 料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、 <u>300円</u> )

備考 (略)

別表第7 秋田市スポパークかわべ使用料 (第4条関係)

区 分		単 位	金 額
貸切使 用	(略)	1面1時間につき	(略)
	多目的広場		一般 <u>610円</u> 高 校 生 以下 無 料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用ときは、 <u>300円</u> )
個人使 用	グラウンドゴルフ場	一般	1人1日 <u>390円</u>
		高 校 生 以下	無 料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用ときは、 <u>150円</u> )

備考 (略)

別表第8 秋田市雄和花の森野球場使用料 (第4条関係)

区 分		単 位	金 額
貸切使 用	一般	1時間につき	<u>930円</u>
	高校生以下		無 料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用ときは、 <u>460円</u> )

備考 (略)

		は、 <u>150円</u> )
(略)		(略)

備考 (略)

別表第5 秋田市勝平市民グラウンド使用料 (第4条関係)

区 分		単 位	金 額	
			一 般	高校生以下
貸切使 用	グラウンド	1時間につき	<u>410円</u>	無 料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、 <u>210円</u> )
	(略)		(略)	(略)

備考 (略)

別表第6 秋田市河辺岩見三内・河辺和田・河辺戸島・雄和新波野球場使用料 (第4条関係)

区 分		単 位	金 額
貸切使 用	一般	1時間につき	<u>410円</u>
	高校生以下		無 料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用ときは、 <u>210円</u> )

備考 (略)

別表第7 秋田市スポパークかわべ使用料 (第4条関係)

区 分		単 位	金 額
貸切使 用	(略)	1面1時間につき	(略)
	多目的広場		一般 <u>410円</u> 高 校 生 以下 無 料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用ときは、 <u>210円</u> )
個人使 用	グラウンドゴルフ場	一般	1人1日 <u>260円</u>
		高 校 生 以下	無 料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用ときは、 <u>100円</u> )

備考 (略)

別表第8 秋田市雄和花の森野球場使用料 (第4条関係)

区 分		単 位	金 額
貸切使 用	一般	1時間につき	<u>620円</u>
	高校生以下		無 料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用ときは、 <u>310円</u> )

備考 (略)

別表第9 秋田市雄和花の森テニスコート使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使 用	一般	1面1時	310円
	高校生以下	間につき	無料（大会、講習会等に 使用するとき、又は市民 以外の者が使用するとき は、 <u>150円</u> ）
(略)			(略)

備考 (略)

別表第9 秋田市雄和花の森テニスコート使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使 用	一般	1面1時	210円
	高校生以下	間につき	無料（大会、講習会等に 使用するとき、又は市民 以外の者が使用するとき は、 <u>100円</u> ）
(略)			(略)

備考 (略)

## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 008)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立体育館
- 2 所在地 秋田市八橋本町六丁目12番20号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建て
  - (2) 面積 12,285.61㎡ (延床面積)
  - (3) 開設年月 平成6年4月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
※平成28年10月1日 (手動式移動仮設席料金設定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 186,285人
  - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

### 4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

区 分				単位	改定前料金		改定後料金	
					一般	高校生以下	一般	高校生以下
貸切使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1,570円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、780円)	2,350円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、1,170円)
				全面の3分の2	1,040円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、520円)	1,570円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、780円)
				全面の3分の1	520円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、260円)	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)
				全面		2,200円	3,300円	
				全面の3分の2		1,460円	2,200円	
				全面の3分の1		730円	1,100円	
				全面		4,710円	7,060円	
				全面の3分の2		3,140円	4,710円	
				全面の3分の1		1,570円	2,350円	
				全面		4,080円	6,120円	
	サブアリーナ	入場料を徴収する場合	市民が体育に使用するとき。	全面	2,720円	4,080円		
				全面の3分の2	1,360円	2,040円		
				全面の3分の1	680円	1,020円		
				全面	14,140円	21,210円		
				全面の3分の2	9,420円	14,140円		
				全面の3分の1	4,710円	7,070円		
				全面	50,910円	76,360円		
				全面の3分の2	33,940円	50,910円		
				全面の3分の1	16,970円	25,450円		
				全面	520円	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)	
多目的ホール	市民が体育に使用する場合	市民が体育に使用するとき。	全面	410円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、300円)	
			全面の3分の2	205円	105円	305円	150円	
			全面の3分の1	102.5円	52.5円	152.5円	75円	
			全面	620円	930円			
			全面の3分の2	410円	610円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、300円)		
			全面の3分の1	205円	305円			
			全面	620円	930円			
			全面の3分の2	310円	465円			
			全面の3分の1	155円	232.5円			
			全面	310円	465円			
卓球室	市民が体育に使用する場合	市民が体育に使用するとき。	全面	410円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、300円)	
			全面の3分の2	205円	105円	305円	150円	
			全面の3分の1	102.5円	52.5円	152.5円	75円	
会議室	大会議室	大会議室	全面	310円			据え置き	
		小会議室	全面	150円			据え置き	
個人使用	ジョギングコース		1回につき	100円	無料 (市民以外の者が使用するときは、50円)	150円	無料 (市民以外の者が使用するときは、70円)	
照明設備	メインアリーナ		全点灯の6分の1点灯1時間につき		440円		据え置き	
			サブアリーナ	一式1時間につき	530円		据え置き	
	多目的ホール		多目的ホール		100円		据え置き	
			卓球室		100円		据え置き	
冷房設備	メインアリーナ		メインアリーナ		2,760円		据え置き	
			サブアリーナ		250円		据え置き	
			大会議室		110円		据え置き	
			多目的ホール		120円		据え置き	
			卓球室		120円		据え置き	
暖房設備	メインアリーナ		メインアリーナ		3,850円		据え置き	
			サブアリーナ		240円		据え置き	
			大会議室		100円		据え置き	
			多目的ホール		110円		据え置き	
			卓球室		110円		据え置き	
スポットライト				60円		据え置き		
フットライト				60円		据え置き		
手動式	営利を目的としない場合		1ブロック1日につき	170円		据え置き		
移動仮設席	営利を目的とする場合			5,560円		据え置き		



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 009)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立茨島体育館
- 2 所在地 秋田市茨島一丁目4番71号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造3階建て
  - (2) 面積 2,322.52㎡ (延床面積)
  - (3) 開設年月 昭和60年11月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 32,207人
  - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 010)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立河辺体育館
- 2 所在地 秋田市河辺和田字上中野186番地
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建て
  - (2) 面積 2,204.82㎡ (延床面積)
  - (3) 開設年月 昭和53年3月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 9,569人
  - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

### 4 施設写真



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 011)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立雄和体育館
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字上大部95番地1
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建て
  - (2) 面積 2,570.55㎡ (延床面積)
  - (3) 開設年月 昭和51年3月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 8,119人
  - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

## 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 012)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立雄和南体育館
- 2 所在地 秋田市雄和神ヶ村字陳笠 2 5 9 番地
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 2 階建て
  - (2) 面積 1,121.04m<sup>2</sup> (延床面積)
  - (3) 開設年月 昭和 6 2 年 3 月
  - (4) 料金改定年月日 平成 2 4 年 4 月 1 日  
平成 2 6 年 4 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 3,678 人
  - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

### 4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系 (No. 009～012共通)

区 分				単位	改定前料金		改定後料金	
					一般	高校生以下	一般	高校生以下
貸切使用	体育館	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	520円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、260円)	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)
				片面 (茨島体育館)	260円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、120円)	390円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、190円)
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。		730円		1,090円	
			その他の催しに使用するとき。		1,570円		2,350円	
			入場料を徴収する場合		1,360円		2,040円	
	市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。		4,710円		7,060円			
	営利を目的とする場合		16,970円		25,450円			
	柔道場 (茨島体育館)				210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)
	剣道場 (茨島体育館)				210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)
	トレーニング室 (茨島体育館)				160円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、80円)	240円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、120円)
小体育館 (雄和体育館)				210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)	
ミーティングルーム (茨島体育館・河辺体育館・雄和南体育館)				50円		据え置き		
照明設備 (体育館)				一式1時間につき	530円		据え置き	

# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 013)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市勝平屋内ゲートボール場
- 2 所在地 秋田市新屋豊町1番31号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄骨造平屋建て
  - (2) 面積 996.28㎡
  - (3) 開設年月 平成3年12月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 4,880人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	310円	460円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使 用するときは、150円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使 用するときは、230円)
照明設備			100円	据え置き

## 4 施設写真





# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 014)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市勝平市民グラウンド
- 2 所在地 秋田市新屋豊町153番地1
- 3 規模等
  - (1) 構造等 土一部芝
  - (2) 面積 23,547㎡
  - (3) 開設年月 昭和62年10月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 7,510人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単位	改定前料金		改定後料金	
			一般	高校生以下	一般	高校生以下
貸切使用	グラウンド	1時間につき	410円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円)
			1,250円		据え置き	
			940円		据え置き	
			730円		据え置き	
			210円		据え置き	
照明設備		全点灯			据え置き	
		A点灯			据え置き	
		B点灯			据え置き	
		C点灯			据え置き	

## 4 施設写真







# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 016)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市河辺和田野球場
- 2 所在地 秋田市河辺和田字和田 2 2 4 番地
- 3 規模等
  - (1) 構造等 土一部芝
  - (2) 面積 14,733.54m<sup>2</sup>
  - (3) 開設年月 昭和59年3月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,291人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときには、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときには、300円)

## 4 施設写真



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 017)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市河辺戸島野球場
- 2 所在地 秋田市河辺戸島字上野50番地1
- 3 規模等
  - (1) 構造等 全面土
  - (2) 面積 12,000㎡
  - (3) 開設年月 昭和62年11月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 3,283人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときには、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときには、300円)

## 4 施設写真



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 018)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和新波野球場
- 2 所在地 秋田市雄和新波字寺沢 3 1 番地 1
- 3 規模等
- (1) 構造等 土一部芝
- (2) 面積 11,521㎡
- (3) 開設年月 昭和 5 3 年 3 月
- (4) 料金改定年月日 平成 2 4 年 4 月 1 日  
平成 2 6 年 4 月 1 日  
令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 1,009 人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、300円)

## 4 施設写真



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 019)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市スポパークかわべ
- 2 所在地 秋田市河辺岩見字萱森上野17番地2
- 3 規模等
  - (1) 構造等 全面芝
  - (2) 面積 65,171.05㎡  
(サッカー場9,750㎡、多目的広場11,952㎡、  
グラウンドゴルフ場19,235㎡)
  - (3) 開設年月 平成15年3月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 12,205人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	サッカー場	一般	1面1時間につき	1,570円	据え置き
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、520円)	据え置き
	多目的広場	一般		410円	610円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、300円)
個人使用	グラウンドゴルフ場	一般	1人1日につき	260円	390円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、100円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、150円)

## 4 施設写真



写真：左上 サッカー場  
左下 多目的広場  
右上 グラウンドゴルフ場



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 021)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和花の森テニスコート
- 2 所在地 秋田市雄和石田字蟹沢41番地
- 3 規模等
  - (1) 構造等 砂入り人工芝コート
  - (2) 面積 1,814㎡ (2面)
  - (3) 開設年月 平成12年2月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 6,824人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	210円	310円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、100円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、150円)
照明設備			270円	据え置き

### 4 施設写真





秋田市民交流プラザ条例新旧対照表

改 正 案				現 行				
第1条～第13条 (略) 別表第1 きらめき広場等の使用料 (第5条関係)				第1条～第13条 (略) 別表第1 きらめき広場等の使用料 (第5条関係)				
施設名	使用料			施設名	使用料			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額	
きらめき広場	全面	1時間につき	<u>9,360円</u>	きらめき広場	全面	1時間につき	<u>6,240円</u>	
	1区画		<u>780円</u>		きらめき広場		1区画	<u>520円</u>
音楽交流室	A		<u>800円</u>	音楽交流室			A	<u>730円</u>
	B		<u>570円</u>		音楽交流室		B	<u>520円</u>
	C						C	
	D		<u>1,650円</u>		D		<u>1,100円</u>	
多目的ホール	全面		<u>6,430円</u>	多目的ホール	全面		<u>4,290円</u>	
	A区画		<u>3,610円</u>		多目的ホール		A区画	<u>2,410円</u>
	B区画		<u>2,820円</u>				B区画	<u>1,880円</u>
市民活動センター	洋室A		<u>540円</u>	市民活動センター	洋室A		<u>360円</u>	
	洋室B		<u>850円</u>		市民活動センター		洋室B	<u>570円</u>
	洋室C		全面				<u>1,860円</u>	洋室C 全面
			半面		<u>930円</u>		半面	<u>620円</u>
	和室		<u>1,000円</u>		和室		<u>670円</u>	
	和室—1	<u>460円</u>	和室—1		<u>310円</u>			
	和室—2	<u>540円</u>	和室—2		<u>360円</u>			
	調理室	<u>780円</u>	調理室		<u>520円</u>			
	備考 (略) 別表第2 (略)				備考 (略) 別表第2 (略)			

## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 022)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市民交流プラザ
- 2 所在地 秋田市東通仲町4番1号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造5階建
  - (2) 面積 7,552.33㎡
  - (3) 開設年月 平成16年7月16日
  - (4) 料金改定年月日 平成18年4月1日  
平成24年7月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 126,473人
  - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名		用途・概要等	使用料 (1時間につき)		
			改定前料金	改定後料金	
きらめき広場	全面	600㎡	6,240	9,360	
	1区画	50㎡	520	780	
音楽交流室	A	35㎡	730	800	
	B	25㎡	520	570	
	C	25㎡	520	570	
	D	105㎡	1,100	1,650	
多目的ホール	全面	410㎡	4,290	6,430	
	A区画	230㎡	2,410	3,610	
	B区画	180㎡	1,880	2,820	
市民活動センター	洋室A	35㎡	360	540	
	洋室B	55㎡	570	850	
	洋室C	全面	120㎡	1,240	1,860
		半面	60㎡	620	930
	和室	65㎡	670	1,000	
	和室-1	30㎡	310	460	
	和室-2	35㎡	360	540	
調理室	50㎡	520	780		

### 4 施設写真





秋田市大森山動物園条例新旧対照表

改 正 案					現 行				
第1条～第13条 (略)					第1条～第13条 (略)				
別表第1 入園料 (第4条関係)					別表第1 入園料 (第4条関係)				
		区 分	単 位	金 額			区 分	単 位	金 額
個人	高校生以上	一般入園の場合	1人1回につき	800円	個人	一般入園の場合	1人1回につき	730円	
		市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合		700円			市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合		630円
		入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合		600円			入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合		530円
			1人1年間につき	2,000円				1人1年間につき	1,250円
	中学生		1人1回につき	400円		中学生		1人1回につき	
			1人1年間につき	1,000円				1人1年間につき	
	小学生		1人1回につき	200円		小学生		1人1回につき	
			1人1年間につき	500円				1人1年間につき	
	団体	高校生以上	1人1回につき	600円		団体 (20人以上)	1人1回につき	530円	
		中学生		200円					
備考					備考				
1 団体とは、入園しようとする者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）の人数が20人以上の団体をいう。					1 個人の入園に係る回数券は、5枚組のものにあつては3,150円とし、20枚組のものにあつては10,600円とする。				
2 団体における小学生の入園料は、無料とする。					2 高校生以下の入園料は、無料とする。				
3 小学校就学の始期に達するまでの者の入園料は、無料とする。									
以下 (略)					以下 (略)				

## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 23)

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市大森山動物園
- 2 所在地 秋田市浜田字潟端154番地
- 3 規模等
- (1) 飼育動物数他 94種524点（R5.10月末現在）  
全65施設（動物関連施設43施設、管理施設22施設）
- (2) 面積 総面積 150,070㎡（うち水面面積20,100㎡）
- (3) 開設年月 昭和48年9月1日
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 入園者数 275,174人（令和4年度）
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	単位	入園料		
		改定前料金	改定後料金	
個人 当日券	1人1回	一般	730円	800円
		高校生	無料	800円
		中学生	無料	400円
		小学生	無料	200円
個人 年間パスポート	1人1年間	一般	1,250円	2,000円
		高校生	無料	2,000円
		中学生	無料	1,000円
		小学生	無料	500円
団体（20人以上） 当日券	1人1回	一般	530円	600円
		高校生	無料	600円
		中学生	無料	200円
		小学生	無料	無料

### 4 施設写真

動物園入口（ビジターセンター）



サル舎（天空の楽猿）



秋田市立秋田城跡歴史資料館条例新旧対照表

改 正 案		現 行																							
第1条～第9条 (略) 別表 (第4条関係)		第1条～第9条 (略) 別表 (第4条関係)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">観覧料</td> <td>個人</td> <td>1人 <u>310円</u></td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>1人 <u>240円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">年間観覧料</td> <td>1人 <u>460円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		金 額	観覧料	個人	1人 <u>310円</u>	団体	1人 <u>240円</u>	年間観覧料		1人 <u>460円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">観覧料</td> <td>個人</td> <td>1人 <u>210円</u></td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>1人 <u>160円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">年間観覧料</td> <td>1人 <u>310円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		金 額	観覧料	個人	1人 <u>210円</u>	団体	1人 <u>160円</u>	年間観覧料		1人 <u>310円</u>
区 分		金 額																							
観覧料	個人	1人 <u>310円</u>																							
	団体	1人 <u>240円</u>																							
年間観覧料		1人 <u>460円</u>																							
区 分		金 額																							
観覧料	個人	1人 <u>210円</u>																							
	団体	1人 <u>160円</u>																							
年間観覧料		1人 <u>310円</u>																							
備考 (略)		備考 (略)																							

## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 024)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立秋田城跡歴史資料館
- 2 所在地 秋田市寺内焼山9番6号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造平屋建
  - (2) 面積 324.00㎡
  - (3) 開設年月 平成28年4月16日
  - (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 11,697人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分	単 位	観 覧 料	
		改定前料金	改定後料金
個 人	1 人につき	210円	310円
団 体 20人以上	1 人につき	160円	240円
年間観覧料 (納付をした日から起算して1年間)	1 人につき	310円	460円

※高校生以下は無料 (据え置き)

### 4 施設写真



秋田市立赤れんが郷土館条例新旧対照表

改 正 案					現 行				
第1条～第11条 (略) 別表第1 (第5条関係)					第1条～第11条 (略) 別表第1 (第5条関係)				
区 分	金 額				区 分	金 額			
	普通観 覧料	団体観 覧料 (20人 以上の 団体)	共通観覧料	年間観 覧料		普通観 覧料	団体観 覧料 (20人 以上の 団体)	共通観覧料	年間観 覧料
秋田市立 赤れんが 郷土館	1人 <u>310円</u>	1人 <u>240円</u>	普通観覧料 にあつては、 1人 <u>370円</u>	1人 <u>770円</u>	秋田市立 赤れんが 郷土館	1人 <u>210円</u>	1人 <u>160円</u>	普通観覧料 にあつては、 1人 <u>260円</u>	1人 <u>520円</u>
民俗芸能 伝承館	1人 <u>130円</u>	1人 <u>100円</u>	団体観覧料 にあつては、		民俗芸能 伝承館	1人 <u>100円</u>	1人 <u>80円</u>	団体観覧料 にあつては、	
旧金子家 住宅	1人 <u>130円</u>	1人 <u>100円</u>	1人 <u>290円</u>		旧金子家 住宅	1人 <u>100円</u>	1人 <u>80円</u>	1人 <u>210円</u>	
備考 (略) 別表第2 (第7条関係)					備考 (略) 別表第2 (第7条関係)				
区 分	金 額				区 分	金 額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	午前9時 から午後 零時30分 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午後5時 30分から 午後9時 まで	午前9時 から午後 9時まで		午前9時 から午後 零時30分 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午後5時 30分から 午後9時 まで	午前9時 から午後 9時まで
第一会議 室	<u>280円</u>	<u>280円</u>	<u>280円</u>	<u>840円</u>	第一会議 室	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>630円</u>
第二会議 室	<u>230円</u>	<u>230円</u>	<u>230円</u>	<u>690円</u>	第二会議 室	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>630円</u>
(略)					(略)				
和室	<u>1,870円</u>	<u>1,870円</u>			和室	<u>1,250円</u>	<u>1,250円</u>		
土蔵	<u>2,350円</u>	<u>2,350円</u>			土蔵	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>		
備考 (略)					備考 (略)				

## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 025)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 赤れんが郷土館
- 2 所在地 秋田市大町三丁目3番21号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 赤れんが館：れんが造2階建  
新館：鉄筋コンクリート造3階建  
収蔵庫棟：鉄筋コンクリート造3階建
  - (2) 面積 計1,899.99㎡
  - (3) 開設年月 昭和60年7月 (開設から38年)
  - (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 利用者数 16,693人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区分	用途・概要等	観覧料	
		改定前料金	改定後料金
普通観覧料		210 円	310 円
団体観覧料	20人以上で適用	160 円	240 円
共通観覧料(普通)	民俗芸能伝承館と旧金子家住宅も観覧可能	260 円	370 円
共通観覧料(団体)	20人以上で適用	210 円	290 円
年間観覧料	年間パスポート (1年間有効)	520 円	770 円

### 4 施設写真

外観



新館 (勝平得之記念館)



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 026)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 民俗芸能伝承館
- 2 所在地 秋田市大町一丁目3番30号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄骨造5階建
  - (2) 面積 1,340.02㎡
  - (3) 開設年月 平成4年8月(開設から31年)
  - (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 利用者数 観覧者 32,706人(旧金子家住宅と共通)、使用者 5,490人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分	用途・概要等	観覧料又は使用料		
			改定前料金	改定後料金
普通観覧料	旧金子家住宅も観覧可能	-	100円	130円
団体観覧料	20人以上で適用	-	80円	100円
共通観覧料(普通)	赤れんが郷土館と旧金子家住宅も観覧可能	-	260円	370円
共通観覧料(団体)	20人以上で適用	-	210円	290円
第一会議室	和室 26.00㎡	1区分	210円	280円
		全日	630円	840円
第二会議室	和室 21.60㎡	1区分	210円	230円
		全日	630円	690円
第一練習室	洋室(舞台付) 75.00㎡ 第二練習室と通しで使用可能	1区分	830円	据え置き
		全日	2,490円	据え置き
第二練習室	洋室 82.50㎡ 第一練習室と通しで使用可能	1区分	830円	据え置き
		全日	2,490円	据え置き
第三練習室	和室(能舞台付) 159.00㎡	1区分	1,670円	据え置き
		全日	5,010円	据え置き
展示ホール	212.92㎡	夜間	2,300円	据え置き

※1区分は次のいずれか。午前(9:00~12:30)、午後(13:00~16:30)、夜間(17:30~21:00)

## 4 施設写真

外観



展示ホール





# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 027)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 旧金子家住宅
- 2 所在地 秋田市大町一丁目3番31号
- 3 規模等
  - (1) 構造等 木造2階建
  - (2) 面積 457.78㎡
  - (3) 開設年月 平成17年7月 (開設から18年)
  - (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 利用者数 観覧者 32,706人 (民俗芸能伝承館と共通)、使用者 351人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分	用途・概要等	観覧料又は使用料		
			改定前料金	改定後料金
普通観覧料	民俗芸能伝承館も観覧可能	-	100円	130円
団体観覧料	20人以上で適用	-	80円	100円
共通観覧料(普通)	赤れんが郷土館と民俗芸能伝承館も観覧可能	-	260円	370円
共通観覧料(団体)	20人以上で適用	-	210円	290円
和室	26.00㎡	午前	1,250円	1,870円
		午後	1,250円	1,870円
土蔵	69.00㎡	午前	1,570円	2,350円
		午後	1,570円	2,350円

## 4 施設写真

外観



土蔵





秋田市如斯亭庭園条例新旧対照表

改 正 案		現 行																							
第1条～第6条 (略) 別表 (第2条関係)		第1条～第6条 (略) 別表 (第2条関係)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入園料</td> <td>個人</td> <td>1人 <u>310円</u></td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>1人 <u>240円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">年間入園料</td> <td>1人 <u>770円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		金 額	入園料	個人	1人 <u>310円</u>	団体	1人 <u>240円</u>	年間入園料		1人 <u>770円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入園料</td> <td>個人</td> <td>1人 <u>210円</u></td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>1人 <u>160円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">年間入園料</td> <td>1人 <u>520円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		金 額	入園料	個人	1人 <u>210円</u>	団体	1人 <u>160円</u>	年間入園料		1人 <u>520円</u>
区 分		金 額																							
入園料	個人	1人 <u>310円</u>																							
	団体	1人 <u>240円</u>																							
年間入園料		1人 <u>770円</u>																							
区 分		金 額																							
入園料	個人	1人 <u>210円</u>																							
	団体	1人 <u>160円</u>																							
年間入園料		1人 <u>520円</u>																							
備考 (略)		備考 (略)																							

## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 028)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 国指定名勝 旧秋田藩主佐竹氏別邸 (如斯亭) 庭園
- 2 所在地 秋田市旭川南町2番73号
- 3 規模等
- (1) 構造等 木造
- (2) 面積
- |    |      |           |     |         |
|----|------|-----------|-----|---------|
| 土地 | 市所有地 | 3,770.38㎡ | 借用地 | 366.41㎡ |
| 建物 | 主屋   | 148.23㎡   | 清音亭 | 8.68㎡   |
|    | 農具小屋 | 18.60㎡    | 管理棟 | 44.67㎡  |
|    | 合計   | 220.18㎡   |     |         |
- (3) 開設年月 平成29年10月21日
- (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,812人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分	単 位	入 園 料	
		改定前料金	改定後料金
個 人	1 人につき	210円	310円
団 体 20人以上	1 人につき	160円	240円
年間入園料 (納付をした日から起算して1年間)	1 人につき	520円	770円

※高校生以下は無料 (据え置き)

### 4 施設写真

主 屋



庭 園

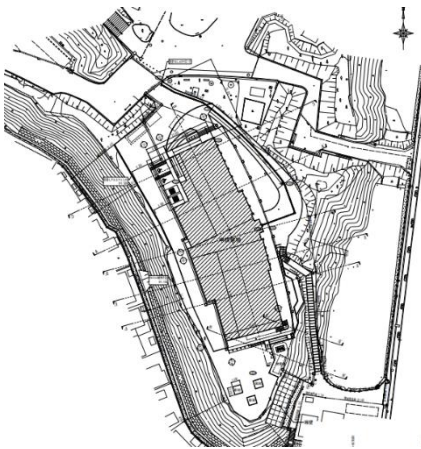


## 佐竹史料館建設工事の概要について

### 1 工事概要

- ・建設予定地 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部
- ・構造、階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・地上2階建て  
※外観上は2階建てであるものの、収蔵庫が2層になることから建築基準法では3階建てとなる。
- ・建築面積 1,902.32 m<sup>2</sup>
- ・延床面積 2,607.94 m<sup>2</sup>
- ・主な機能 常設展示室、企画展示室、展示ホール、収蔵庫、講義室など
- ・工種 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、展示工事
- ・工期 令和7年5月30日まで  
(展示工事は、令和7年7月15日まで)

### 2 配置図、外観図



配置図



外観図  
(大坂側から)



外観図  
(二の丸側から)

議案第155号 佐竹史料館建設建築工事請負契約を締結する件

## 入札結果表

工事番号 他 工 第 33 号  
 工事名 佐竹史料館建設建築工事  
 工事場所 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部  
 入札方式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札  
 開札日 令和5年11月8日  
 予定価格 1,167,000,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 調査基準価格 1,085,731,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 落札金額 1,166,500,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 落札者 中央土建・長谷駒・石井特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘 要
			価格評価点 (A)	技術等評価点 (B)	総合評価点 (A+B)	
1	中央土建・長谷駒・石井特定建設工事共同企業体	1,166,500,000	0.0364	4.4375	4.4739	落札
2	加藤・佐々木・小南建設工事共同企業体	—	—	—	—	辞退
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

議案第156号 佐竹史料館建設電気設備工事請負契約を締結する件

## 入札結果表

工事番号 他 工 第 34 号  
 工事名 佐竹史料館建設電気設備工事  
 工事場所 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部  
 入札方式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札  
 開札日 令和5年11月8日  
 予定価格 294,100,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 調査基準価格 271,664,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 落札金額 294,000,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 落札者 本荘電気・羽後電設特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘 要
			価格評価点 (A)	技術等評価点 (B)	総合評価点 (A+B)	
1	本荘電気・羽後電設特定建設工事共同企業体	294,000,000	0.0289	8.6250	8.6539	落 札
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

議案第157号 佐竹史料館建設機械設備工事請負契約を締結する件

## 入札結果表

工事番号 他 工 第 35 号  
 工事名 佐竹史料館建設機械設備工事  
 工事場所 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部  
 入札方式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札  
 開札日 令和5年11月8日  
 予定価格 393,000,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 調査基準価格 365,015,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 落札金額 393,000,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 落札者 山二・羽後・北勢特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘 要
			価格評価点 (A)	技術等評価点 (B)	総合評価点 (A+B)	
1	山二・羽後・北勢特定建設 工事共同企業体	393,000,000	0.0000	7.1875	7.1875	落 札
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

議案第158号 佐竹史料館建設展示工事請負契約を締結する件

## 入札結果表

工事番号 他工第36号  
 工事名 佐竹史料館建設展示工事  
 工事場所 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部  
 入札方式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札  
 開札日 令和5年11月8日  
 予定価格 491,000,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 調査基準価格 455,939,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 落札金額 480,000,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
 落札者 丹青社・アートシステム建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘要
			価格評価点 (A)	技術等評価点 (B)	総合評価点 (A+B)	
1	丹青社・アートシステム建設工事共同企業体	480,000,000	1.9043	4.7500	6.6543	落札
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

## 秋田市雄和ふるさと温泉ユアシスの大規模改修事業について

雄和ふるさと温泉ユアシスは、平成7年に竣工してから約28年が経過し、施設の老朽化に伴う内外装の劣化や設備の不具合が生じているため、大規模改修により、施設の延命化と機能の向上を図る。

### 1 大規模改修事業の概要

施設概要	設置年	平成7年12月
	構造	鉄筋コンクリート造2階建て
	延床面積	1,720.13㎡
事業内容	設計、大規模改修工事、備品購入等	
事業期間	令和6年度から8年度まで	
事業費	約10億円	

### 2 活用財源

辺地対策事業債（充当率100%、交付税措置率80%）

### 3 辺地に係る総合整備計画

辺地対策事業債を活用するため、「辺地に係る総合整備計画」を策定し、2月議会に同整備計画を上程する予定



## 秋田市文化財保存活用地域計画について

### 1 計画の概要

#### (1) 策定趣旨

本計画は、本市における文化財の保存活用に関して中長期的に取り組む総合的な計画として、文化財保護法第183条の3に規定する「文化財保存活用地域計画」として策定するもの

#### (2) 計画期間

令和6年度から令和15年度まで（10年間）

#### (3) 策定経過

令和2年度に有識者による秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置し、協議会での調査検討を踏まえ、原案を整理した。

#### (4) 計画の主な構成

序章	計画作成の背景と目的、体制と経緯、位置付け
第1章	秋田市の概要、歴史的背景
第2章	秋田市の文化財の概要
第3章	秋田市における文化財の既往調査
第4章	秋田市の歴史文化
第5章	文化財の保存・活用に関する基本理念 「秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ ～足もとの歴史文化を次世代へ～」
第6章	文化財の保存・活用に関する現状と課題
第7章	文化財の保存・活用に関する方針と措置

### 2 原案（別紙）

### 3 今後のスケジュール

	12月	1月	2月	3月	4月～
	原案		→ 修正案	→ 最終案	
教育産業委員会	報告	意見聴取		報告	
教育委員会					
パブリックコメント	12/15	1/15			
協議会			検討	修正	
文化財保護審議会					
文化庁					提出・認定

## 新県立体育館の整備について

新県立体育館整備事業について、県から情報提供がありましたのでお知らせします。

### 1 事前調査について

新県立体育館整備事業のPFI事業者を募集するに当たり、建設候補地およびその周辺の現況を示す資料を作成する必要があるため、県において以下の調査を実施する。

### 2 調査内容

- (1) 測量調査(11月13日～令和6年1月末)  
現体育館、建設候補地および福祉公園周辺を含めて調査を行う。
- (2) 地質調査(12月4日～12月末)  
建設候補地内の7箇所、1箇所当たり数日間かけて調査を行う。
- (3) 埋蔵文化財調査(12月5日～12月6日)  
建設候補地内の10箇所程度、2日程度で調査を行う。

### 3 今後の県スケジュール

令和 6年 3月まで	要求水準書(案)の作成に向けた県市協議
令和 6年 3月	実施方針・要求水準書(案)の公表
令和 6年 7月	入札公告
令和 6年12月	PFI事業者の選定
令和 7年 4月	本契約 設計・施工着手
令和10年・夏	竣工
令和10年・秋	開館

※運営・維持管理期間は、竣工から令和25年度末まで(15年8か月)

## 千秋美術館のリニューアルオープンについて

### 1 主な改修内容

改修場所	改修内容
各階共通	空調、電気、衛生、照明および消火・防災の各設備等更新
1階ロビー	エレベーター・自動ドア・内装更新、入口の集約、レイアウト更新
2階展示室	展示室の一部統合、壁面パネル・展示ケース更新
3階講堂等	AV機器更新、内装更新、階段動線の新設、レイアウト変更

### 2 リニューアルオープン

令和6年6月29日（土）予定

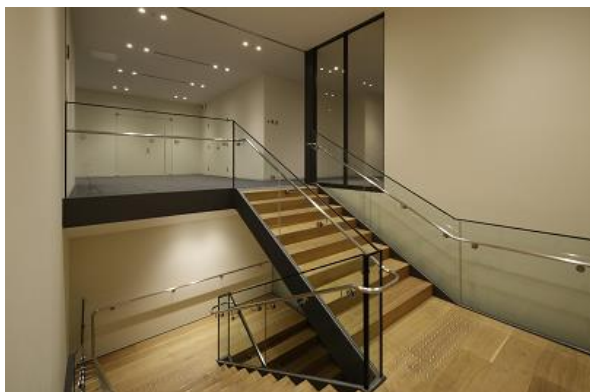
### 3 改修後の状況



① エントランス  
入口の集約



② 1階ロビー  
レイアウト・内装更新



③ 階段  
改修（1階～2階） および  
新設（2階～3階）

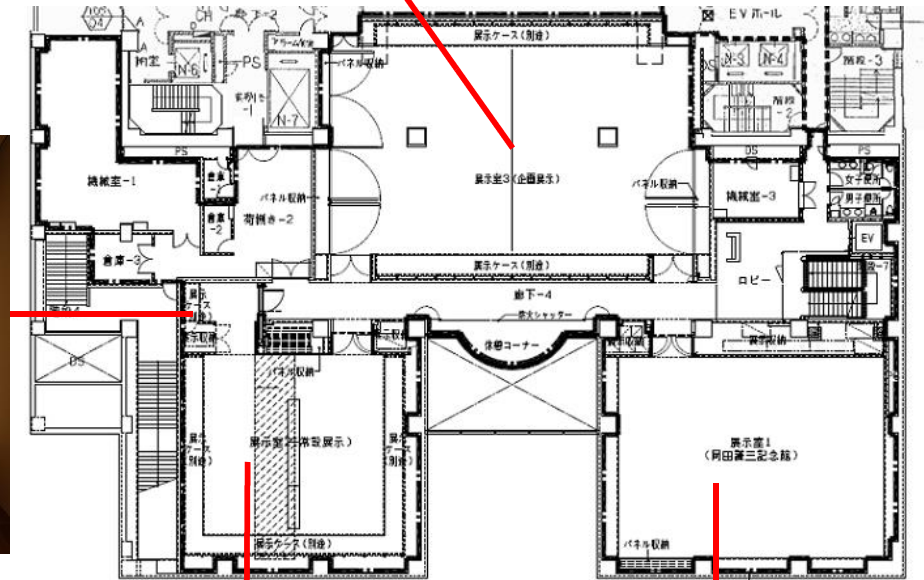


④ 2階 展示室への廊下



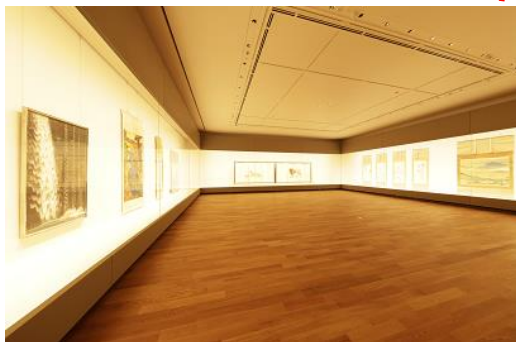
⑤ 展示室3  
展示ケース・壁面パネル更新 ※壁面パネル展開時

【2階見取り図】

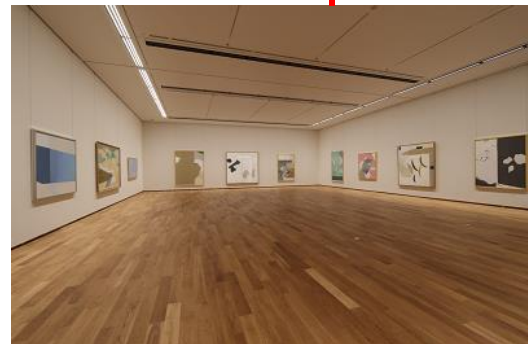


⑥ 秋田蘭画  
コーナー  
新設

工事範囲を示す



⑦ 展示室2  
展示室の統合



⑧ 展示室1  
(岡田謙三記念館)